社会福祉法人　不動園

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みの公表について

当法人は、これまでの介護職員等処遇改善加算に加えて介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算という）を算定し、職場環境の向上と、職員の更なる資質向上に取り組んでおります。

１、特定加算の算定要件

（１）現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。

（２）「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに１以上の取組みを行うこと。

（３）特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

以上の算定要件を踏まえて、当法人の加算の取得状況の公開と、取組内容について、以下の通り公表致します。

２、特定加算（Ⅰ）の事業所

（１）介護分野

ア・特別養護老人ホーム天ヶ瀬苑（短期入所含む）

イ・天ヶ瀬苑デイサービスセンター

ウ・平盛デイサービスセンター

エ・あけぼの荘（いさなご荘含む）

オ・宇治やすらぎの家（小規模多機能型）

（２）障害分野

ア・天ヶ瀬ワークスあすなろ

イ・天ヶ瀬きぼうの家

ウ・天ヶ瀬寮（デイサービス含む）

エ・子ども発達さぽーとセンターあゆみ園

オ・放課後デイサービス calme

３、特定加算（Ⅱ）の事業所

（１）介護分野

宇治やすらぎの家（認知症対応型）

（２）障害分野

グループホームあおば

４、経験・技能のある職員の考え方

次の条件によりＡ～Ｃグループにより決定する。

（１）Ａグループ

ア　介護分野

介護職員で

（ア）スキルアップ支援制度における等級が３～６等級の者

（イ）介護福祉士の資格を有する者

（ウ）当法人における勤続年数が１０年以上の者

イ　障害分野

生活支援員、児童指導員、保育士、障害サービス経験者、世話人、職業指導員で

（ア）スキルアップ支援制度における等級が３～６等級の者

（イ）社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、公認心理師である者

（ウ）当法人における勤続年数が１０年以上の者

（２）Ｂグループ

ア　介護分野

介護職員で、Ａグループ以外の者

イ　障害分野

生活支援員、児童指導員、保育士、障害サービス経験者、世話人、職業指導員で

Ａグループ以外の者

（３）Ｃグループ

両分野ともＡおよびＢグループ以外の者、および年額４４０万円を超えない者

５、賃金改善を行う給与の種類

「臨時一時金」として賞与月に合わせて支給する。

６、職場環境要件の提示

（１）分類①　「資質の向上」

研修の受講やキャリア等級制度と人事考課との連動

（２）分類②　「労働環境・処遇の改善」

ア・子育てとの両立を目指すための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備

イ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

（３）分類③　「その他」

非正規職員から正規職員への転換

以上